

個人データの安全管理に係る取扱規程（1. 取得・入力段階）

第1条 目的

本規程は、当社における個人データの安全管理措置のうち、個人情報の「取得・入力」段階の取り扱いについて定めたものである。

第2条 定義

1. 「取得」とは、本人または第三者から個人情報を物理的および電子的手段により取得することなどをいう（社内の他部門からの取得は含まない）。
2. 「入力」とは、取得した個人情報をデータベース等の情報システムに物理的および電子的に入力することなどをいう。

第3条 取得・入力に関する取扱者の役割・責任および取扱者の限定

1. 個人データ管理責任者は、個人情報の取得・入力に関する取扱者の役割・責任を定め、組織内に周知しなければならない。
2. 個人データ管理者は、各部署において業務上必要な者に限り個人情報の取得・入力が行われるよう取扱者を限定しなければならない。

第4条 センシティブ情報の取得・入力に関する取扱者の限定

個人データ管理者は、個人情報のうち、政治的見解、信教（宗教、思想および信条をいう。）、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活、ならびに犯罪歴に関する情報（以下、「センシティブ情報」という。）の取得・入力の取扱者を必要最小限に限定しなければならない。

第5条 取得・入力の対象となる個人データの限定

個人データ管理者は、取得・入力する個人情報を業務上必要な範囲内のものに限定しなければならない。

第6条 取得・入力時の照会および確認手続き

1. 個人データの取扱者は、個人情報を取得するときには、情報提供者の本人確認および権限等の確認を行わなければならない。
2. 個人データの取扱者は、個人情報を入力するときには、入力データが正確であることを確認しなければならない。

第7条 取得・入力の規格外作業に関する申請および承認手続き

個人データの取扱者は、本規程に定める以外の方法で個人情報を取得・入力する場合は、個人データ管理者に申請し、承認を得たうえで行わなければならない。

第8条 機器・記録媒体等の管理手続き

1. 個人データ管理者は、取得・入力した個人情報が保存された機器・記録媒体等の設置場所の指定ならびに管理区分および権限の設定をし、必要に応じ変更しなければならない。
2. 個人データの取扱者は、前項の指定および設定に従い、個人情報が保存された機器・記録媒体等を適切に保管しなければならない。

第9条 個人データへのアクセス制御

個人データ管理者は、取得・入力した個人情報へのアクセスを制御するために、取得・入力した個人データが保存された機器・記録媒体等に関して以下の措置を講じなければならない。

- ① 個人情報の入力に必要なIDおよびパスワードの管理を徹底する。
- ② 個人情報が保存された機器・記録媒体等を保管するスペースへの部外者の立ち入りを制限する。
- ③ 受信した郵便物やFAX等の個人情報について適切な管理を行う。

第10条 取得・入力状況の記録および分析

1. 個人データの取扱者は、個人情報を取得・入力する場合、情報の種類や形態等に応じて、必要に応じ、かつ適切に取得・入力状況について記録を行わなければならない。
2. 個人データ管理者は、個人情報の漏えい等の防止のため、必要に応じ、記録された状況を確認する。

第11条 センシティブ情報の取得の制限

個人データの取扱者は、センシティブ情報については、次に掲げる場合を除くほか、取得してはならない。

- ① 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得する場合
- ② 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得する場合
- ③ 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得する場合
- ④ 前各号のほか、金融庁ガイドライン第6条第1項各号に掲げる場合

第12条 センシティブ情報の取得に際して本人同意が必要である場合における本人同意の取得および本人への説明事項

1. 個人データの取扱者は、前条①に基づきセンシティブ情報を取得する場合には、当該センシティブ情報を保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で取得しなければならない。
2. 個人データの取扱者は、前項において本人の同意に基づかない場合には、当該センシティブ情報を取得してはならない。
3. 個人データの取扱者は、郵送等により取得した個人データが含まれる文書等にセンシティブ情報が含まれている場合は、原則として、本人の指定した方法により、当該情報を速やかに本人に返却もしくは廃棄する。

ただし、当該文書等に記載された他の情報が業務遂行上必要な場合、個人データの取扱者は、直ちに当該センシティブ情報の記載部分を判読不能な状態にして取得するものとする。

2022年12月 1日 制定